

○熊本県警察の非常招集に関する訓令

昭和40年2月1日

本部訓令甲第1号

(目的)

第1条 この訓令は、熊本県警察における非常招集及び非常参集について必要な事項を定め、もって警察責務の円滑な遂行を期することを目的とする。

(非常招集の種別)

第2条 非常招集の種別は、次のとおりとする。

(1) 第1号招集

緊急事態その他警備実施上必要がある場合及び重要事件が発生した場合に、警察本部長(以下「本部長」という。)が所属職員の全部又は一部に対して命ずる招集

(2) 第2号招集

所管事務を遂行するため、警察本部(以下「本部」という。)の部長、課長、所長若しくは隊長、熊本市警察部(以下「市警察部」という。)の部長若しくは課長、学校長又は警察署長が所属職員の全部又は一部に対して命ずる招集

(招集事務担当者)

第3条 非常招集に関する事務は、次に掲げる者が処理するものとする。

(1) 第1号招集

当該招集に係る事案を主管する部長又は本部長が命ずる者

(2) 第2号招集

本部の各所属にあつては次席又は副隊長、市警察部庶務課にあつては次席、警察学校にあつては副校長、警察署にあつては副署長

(応招の義務)

第4条 職員は、非常招集命令を受けたときは、病気休暇の承認を得ている場合を除き、速やかに招集に応じなければならない。

2 前項の場合において応招できない相当の理由があるときは、速やかに所属長に申し出てその承認を受けなければならない。

(服装、携帯品及び集合場所)

第5条 非常招集に応ずる場合において、特別の指示がないときの服装及び携帯品は次に掲げるとおりとし、集合場所はその所属部署とする。

(1) 制服勤務員は常装とし、必要により雨衣又は外とうを着用し照明具を携帯すること。

(2) 私服勤務員は私服とし、護身具及び照明具を携帯すること。

(指揮伺い)

第6条 警察署長は、管轄区域内において第1号招集を必要とする事案が発生し又は発生するおそれがあるときは、速やかに本部長に報告して、その指揮を受けなければならない

らない。

(待機命令)

第7条 所属長は、非常招集を必要とする事案が発生するおそれがある場合は、職員に待機を命ずることができる。

2 職員は、前項により待機を命ぜられたときは、いつでも招集に応じうるよう態勢を整え、指示された場所に待機しなければならない。

(招集命令の伝達)

第8条 非常招集命令の伝達は、非常招集命令伝達系統表に基づいて迅速、確実に行なわなければならない。

(応招者の受付等)

第9条 第2号招集の招集事務担当者は、非常招集が発令されたときは、応招者の申告を受け、服装、装備及び携帯品の点検並びに必要な指示を行わなければならない。

2 所属長は、第1号招集の場合にあっては所属職員の招集状況を当該招集事務担当者へ報告しなければならない。

(非常参集)

第10条 職員は、所属部署及びその付近又は管轄区域内に重大な事案が発生したことを知ったときは、直ちに事案の現場又は所属部署に参集しなければならない。

(準用規定)

第11条 非常参集の場合の参集免除、受付等については、第4条及び第9条の規定を準用する。

(非常招集命令伝達系統表の作成)

第12条 所属長は、職員に対する非常招集命令の伝達を迅速確実に行なうため、所属職員の非常招集命令伝達系統表を作成しておかななければならない。

2 前項の非常招集命令伝達系統表は、招集範囲に応じて作成するとともに、招集命令が最も迅速かつ円滑に行なわれるよう伝達順位、伝達方法等を明らかにしておくものとする。

3 警務部長は、本部各所属、市警察部庶務課及び警察学校の非常招集命令伝達系統表に基づき、総合的な伝達系統表を作成しておかななければならない。

4 本部各所属長、市警察部庶務課長及び警察学校長は、所属職員の非常招集命令伝達系統表に変更があったときは、速やかに警務部長にその旨を報告しなければならない。

(応招態勢の整備)

第13条 職員は、連絡機関及び車両の確保並びに服装及び携帯品の整備等常に応招態勢を整えておかななければならない。

(適用の除外)

第14条 この訓令は、警察学校において初任教養中の警察官については特に命ずる場合のほか適用しない。

附 則

- 1 この訓令は、昭和40年2月15日から施行する。
- 2 熊本県警察の非常招集に関する訓令(昭和29年熊本県警察本部訓令甲第50号)は、廃止する。

附 則(昭和49年3月18日本部訓令甲第4号)
この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年3月23日本部訓令甲第4号)
この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月31日本部訓令甲第5号)
この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月19日本部訓令甲第2号)
この訓令は、平成3年3月25日から施行する。

附 則(平成4年3月18日本部訓令甲第5号)
この訓令は、平成4年3月24日から施行する。

附 則(平成7年2月14日本部訓令甲第1号)
この訓令は、平成7年2月15日から施行する。

附 則(平成11年3月26日本部訓令甲第5号)
この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月15日本部訓令第2号)
この訓令は、平成14年3月25日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成20年3月18日本部訓令第4号)
この訓令は、平成20年3月31日から施行する。

附 則(平成21年3月13日本部訓令第3号)
この訓令は、平成21年3月27日から施行する。

附 則(平成24年3月12日本部訓令第1号)
この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月11日本部訓令第10号)
この訓令は、平成30年6月11日から施行する。